



2023年1月20日

**株式会社メディロム、米国 SEC 規則 10b5-1 プランに基づく CEO による自己株式買付に関するお知らせ**

東京都港区台場二丁目3番1号

株式会社メディロム

米国時間 2023 年 1 月 19 日、株式会社メディロム（以下、「当社」）は、当社代表取締役兼大株主の江口康二が 100%出資する合同会社 COZY（以下「COZY」）によって、米国の投資銀行を介した 1934 年証券取引所法規則 10b5-1 に基づく株式買付制度（以下、「本プラン」）を実施することをお知らせします。本プランでは、COZY は 50 百万円を上限として当社の米国預託証券（ADS）を購入することができます。なお、本プランは 2023 年 1 月 18 日に行われた当社の取締役会にて、承認可決されております。

当社代表取締役江口のコメントは以下のとおりです。

「今回の決定は、メディロムの事業基盤および事業成長に対する自信を示すものであります。」

なお、江口は現在、当社の普通株式 1,884,960 株を保有しており、これは当社の発行済株式総数の約 38.6%に相当します。

本プランは、1934 年証券取引所法規則 10b5-1 および 10b-18 に基づき作成されました。本プランに基づき、COZY は 50 百万円を上限として 2023 年 2 月 13 日から 2023 年 3 月 31 日までの期間、随時 ADS を購入することができますが、COZY は当該購入について義務を負うものではありません。買付時期、買付方法、買付予定数につきましては、ADS の市場価格、一般の市場および経済状況、適用される法律の要件その他の条件等多くの要因に依存し、必ずしも COZY が本プランに基づいて ADS を購入することを保証するものではありません。本プランに基づき行われる全ての ADS の購入は、江口個人の資金により買付けが行われます。

※詳細につきましては、オリジナル版リリース文をご参照ください。

■株式会社メディロムについて



MEDIROM

HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC.

メディロムは健康管理サービスを目的とした「Re. Ra. Ku®」を中心に、全国 312 店舗(2022 年 12 月末現在)



のリラクゼーションスタジオを展開しています。2015年よりヘルステックビジネスに参入し、オンデマンドトレーニングアプリ「Lav®」を利用した「特定保健指導」や体質改善プログラムを実施しております。また2020年にはデバイス事業に参入し、世界初の無充電スマートトラッカー「MOTHER Tracker®」の開発に成功しました。今後は、創業以来蓄積した生活習慣データを基にしたデータ解析事業へも事業領域を広げて参ります。

## ■会社概要

社名：株式会社メディロム（英文名 MEDIROM Healthcare Technologies Inc.）

ティッカー（米国証券コード）：MRM（Nasdaq CM）

本社所在地：東京都港区台場 2-3-1 トレードピアお台場 16F

代表：代表取締役 江口 康二

設立：2000年7月

事業内容：スタジオ運営事業／フランチャイズ事業／ヘルステック事業／デバイス事業

URL：<https://medirom.co.jp/>

## ■将来の見通しに関する記述

本リリースに記載されている情報には、将来の見通しに関する記述が含まれています。これらの記述は、将来の事象または当社の将来の業績に関するものであり、既知および未知のリスク、不確実性、その他の要因を内包しており、これらの将来の見通しに関する記述によって明示的または黙示的に示された当社の実際の結果、活動水準、業績、または成果とは大きく異なる結果をもたらす可能性があります。将来の見通しに関する記述には、既知および未知のリスク、不確実性、その他の要因が含まれており、これらは場合によっては当社がコントロールできないものであり、実際の結果、活動水準、業績、成果に重大な影響を与える可能性があるため、過度に信頼しないようにお願いします。

将来の見通しに関する記述は、将来の事象に関する当社の現在の見解を反映したものであり、当社の事業、経営成績、成長戦略、流動性に関するこれらおよびその他のリスク、不確実性、前提事実の影響を受けます。当社は、理由の如何を問わず、これらの将来の見通しに関する記述を公に更新または修正する義務を負うものではなく、また、将来新たな情報が入手可能になったとしても、実際の結果がこれらの将来の見通しに関する記述で予想されたものと大きく異なる可能性がある理由を更新する義務を負うものではありません。1995年証券訴訟改革法（Securities Litigation Reform Act of 1995）に含まれる、将来の見通しに関する記述に関するセーフハーバールールは、同法の要件を遵守していれば、企業の将来の見通しに関する記述に対する責任から企業を保護するものです。

## ■お問い合わせ

株式会社メディロム IR チーム

E-MAIL：[ir@medirom.co.jp](mailto:ir@medirom.co.jp)